# 旧総理府共済組合の解散に係る権利義務の承継に伴い内閣共済組合が総務省共済組合、文部科学省共済組合及び国土交通省共済組合に対して支払うべき金額の算出方法等を定める省令 （平成十三年財務省令第十八号）

#### 第一条

中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第二項の規定に基づき、内閣共済組合（同条第一項に規定する内閣共済組合をいう。以下同じ。）が、総務省共済組合（同法第千三百二十三条第一項に規定する総務省共済組合をいう。）、文部科学省共済組合（同法第千三百二十五条第二項に規定する文部科学省共済組合をいう。）又は国土交通省共済組合（同項に規定する国土交通省共済組合をいう。）（以下「移行組合」という。）に対して支払うべき金額は、旧総理府共済組合（同法第千三百二十五条第一項に規定する旧総理府共済組合をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる経理単位（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第六条第一項各号に掲げる経理単位及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）附則第十四条の四第一項の規定により行う事業に係る経理単位をいう。）の区分に応じ、当該次の各号に定める金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額とする。）とする。

###### 一

短期経理

###### 二

業務経理

###### 三

保健経理

###### 四

医療経理

###### 五

貯金経理

###### 六

貸付経理

###### 七

財形経理

#### 第二条

内閣共済組合は、前条の規定により算定した金額を、内閣共済組合の代表者が移行組合の代表者と協議して定める期限までに移行組合に対して支払わなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。